

総合労働協約改訂等交渉 妥結!

本部は、JR四国及びジェイアール四国バスとの間で総合労働協約改訂等の団体交渉を行い、いずれも9月21日に妥結した。コロナ禍の影響の残るなかでも、日々公共交通機関に働く者としての責任感と使命感を持ち、業務に取り組み組合員の想いを強く訴え続けた結果、JR四国においては「年間休日数1日増に伴う年間総労働時間の短縮」をはじめ5項目、ジェイアール四国バスについては「55才以降の定期昇給(職能給)確保」をはじめとした7項目の制度改善をそれぞれ果たした。

JR四国

JR四国との総合労働協約改訂交渉は、8月25日の1回目の交渉を皮切りに、2回目の交渉を9月7日、3回目の交渉を9月21日に行った。交渉では、各職場で奮闘する組合員が、「安全・

安定輸送」を第一義に、災害級の猛暑や大雨などにも屈することなく、公共交通機関に働く「キーワーカー」としての責任感と使命感を持って、全力で業務に取り組みだ点を強く訴えた。そして、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行され、社会活動が平常化に向け回復するなか経営状況も改善してきており、働く私たちのモチベーション向上に繋がるよう「ユニオンビジョン2023」の実現に向け、力強く交渉を継続してきた。

その結果、会社側から「年間休日増」「本社輸送指令員への職務手当支給」「大型動物処理に関する報労金新設」「新規採用時の年休付与日数増加」「契約社員基本賃金改定」の5項目の回答に加え、乗務員の効率的な業務体系のあり方や、泊まり勤務等各系統の働き方の是正について言及があった。

また、人事賃金制度のあり方については、全組合員のモチベーションをあげるために、原資確保の必要性があることから、中期経営計画の目標年度の2025年度をひとつのターゲットとする考えや、離職の多い世代層や、55才以降の処遇改善などを通じて安心して長く働くことのできる制度づくりなどが求められているという現状の認識についての発言があった。

(詳細は、JR四国労組ニュースNo.5を参照)

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、会社を取り巻く環境は依然として厳しいものの、昨年に続く年間総労働時間の削減など、継続的に組合員の安心感に資する改善が図られたと判断し、9月21日15時に妥結した。

ジェイアール四国バス

ジェイアール四国バスとの総合労働協約改訂交渉は、9月1日の1回目につき9月21日に2回目の交渉を行った。

今回申し入れた要求項目のうち、会社側から「55才以降59才までの定期昇給の実施」「永年勤続者表彰制度制定」「不妊治療に伴う保存休暇の使用要件拡大」「保存休暇使用における証明書類の拡大」「Fケア休暇」への改称」「保護メガネの実証実験実施」「準組合員の基本賃金改善」について回答を引き出すことができた。

組合は、「会社の経営状況は厳しいが、長きに亘って強く要望してきた55才以降の基本給をはじめ、契約社員の賃金、各項目に対する回答があった点は重く受け止めている。一方で、年齢給について原資や検討に要する時間も必要となるが、1日でも早く協議する必要があると考えている。今回改善が図られなかった内容も含め、労働条件改善にむけて引き続き求めていきたい」と訴えた。

交渉終了後に業務対策委員会を開催し、一部ではあるが制度改善が図られたことについて議論した結果、これ以上の前進は困難と判断し妥結した。

10/22(日)は参議院
徳島・高知選挙区
補欠選挙投票日!!

JR四国労組の政策実現に向けて
国政の立場から支援の輪を
広げられるよう

投票に行こう!!

JR四国労働新聞やJR四国
労組ニュース等の配信情
報、HPの更新情報が届く

LINE
公式アカウント
の友だち登録は
↓こちら↓



【2023 総合労働協約改訂等交渉での妥結内容】

◆JR四国◆

- **年間休日数増に伴い、所定労働時間短縮**
 - ・2024年4月1日より年間休日数が『109日』に!
 - ・年間所定労働時間数『1948時間55分』
→『1941時間20分』へ
 - ・1時間当たり賃金額についても改善が図られる
 - ・12月29日が祝日勤務手当の対象日に!
 - ・出向特別手当支給の対象範囲拡大!
 - **本社輸送指令員が職務手当の支給対象に**
 - ・特に指定された者について2023年10月以降支給開始
 - **大型動物処理の報労金を新設**
 - ・2024年1月より系統を問わず、
処理に当たった者全てに2,000円支給
 - **新規採用時の年休付与日数を増加**
 - ・2024年4月以降、入社4年目までの年休付与日数を1日増加
 - **2023年度の契約社員基本賃金改定!**
 - ・パートナース社員の基本賃金4,400円上積み!
 - 事務職等、駅勤務者(事務)、販売センター、
ワープ支店等(四国)、列車乗務員、アテンダントほか
 - ・全てのサポーター社員の基本賃金30円上積み!
- ※ その他、乗務員の効率的な業務体系のあり方や、泊まり勤務など各系統の働き方の是正について言及したほか、人事賃金制度のあり方について、2025年度の動向などを見据えて検討すると発言。

◆ジェイアール四国バス◆

- **定期昇給について55才以降59才まで実施**
 - ・職能給について昇給実施日現在の年齢が52才以上54才以下の場合に
所定昇給号俸2号俸とするところ、52才以上59才以下に拡大
- **永年勤続者表彰制度(20年及び30年)を制定**
 - ・社員及び再雇用契約社員としての勤続年数が20年又は30年に
達した者に対して、永年の功績を称え表彰する制度を制定
- **不妊治療を受ける場合及び配偶者の不妊治療に付き添う
場合の保存休暇を新設(2023.10.1~)**
 - ・不妊治療連絡カード等を証明書類として提出した場合に適用
- **私傷病の場合の保存休暇に療養期間の記載がある書類を
証明書類に追加(2023.10.1~)**
 - ・従前の診断書のほか、妊娠悪阻の場合に母健連絡カード、
新型コロナウイルス感染症の証明書など療養期間を示す書類を追加
- **生理休暇を「Fケア休暇」に改称(2023.10.1~)**
- **保護メガネの実証実験の実施**
- **準組合員の基本賃金改善**
 - ・再雇用契約社員(構内運転係・デスク・営業係・清掃係)の時給を920円に改善
(シニアB及びシニアC)
 - ・契約社員(営業係)の賃金を以下のとおり改善
(香川地区) 月給:156,300円、日給:7,130円、時給:920円
(香川以外) 月給:153,500円、日給:7,000円、時給:900円

